

議案第21号

教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例案

教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和47年大阪市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第2条中「、高等学校又は特別支援学校」を「又は高等学校」に、「、実習助手及び寄宿舎指導員」を「及び実習助手」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

条例の適用を受ける者の範囲を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

教育職員の給与等の特例に関する条例 (抄)

(趣 旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項並びに公立の義務教
第5項

育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条
の規定に基づき、教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この条例において、「教育職員」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する
幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の校長（園長を含む。以下同じ。）、
又は

教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び

寄宿舎指導員のうち、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条
例」という。）第4条に規定する高等学校・特別支援学校等教育職給料表、小学校・中学校教
育職給料表又は幼稚園教育職給料表の適用を受ける者をいう。